

東洋文庫蔵『老子道德経』河上公注鈔本に
見える書き入れについて

清水信子

はじめに

古来日本における『老子』の注釈は、現存する鈔本から鑑みるに河上公注が通行していたと言える。それら鈔本^①の鈔写年代は概ね鎌倉から室町末までが中心である。

その一つに、本文中に墨・朱・藍三種の書き入れがある東洋文庫所蔵本（以下、該本）がある。またそれら三種とは別筆にて、下巻末には天正八年に修補した旨の識語が書き入れられ、また裏表紙裏には「慈眼大師伝記」と題した一葉が貼付されている。

本文の鈔写年代について所蔵者東洋文庫の各目録及び解題^②を見ると、『東洋文庫所蔵漢籍分類目録』では「老子道德経二巻 漢河上公章句 鈔本（天正八年修補）」と著録され、『岩崎文庫和漢書目録』では「室町期・織豊期」に分類され、『岩崎文庫貴重書書誌解題Ⅰ』では「天正写」と推定されている。また同書は書き入れについて、墨筆・朱筆は本文と同時期、藍筆は江戸前期の筆と推定し、「慈眼大師伝記」については、近時の筆としている。各目録の本文鈔写年代はいずれも下巻末の識語の年時に依拠しているものである。

本文中三種の書き入れの中で、墨筆は最もその量が多く、河上公注以外の『老子』諸注をはじめ、それら以外の文献も豊富に引用し、また多くの音義注、さらには書者の自注等が全章に亙り偏在している。これらは当然のことながらその書き入れ時期を推定するための基本資料となるであろう。そしてさらに『老子』諸注をはじめとした引用文献の傾向等を分析することにより、その当時の日本における『老子』の理解の実態と諸文献の受容、延いては学術全体の動向について知る貴重な資料となるであろう。

一方またその多量の書き入れについては、書者についての記録が無いこともあり、この書者独自のものではない、

即ちこの書者が、他の河上公注古鈔本等の書き入れを移写した可能性も考慮しなければならない。また仮に移写したものであったとして、それがあつた一つのテキストの書き入れを移写した場合と、複数のテキストの書き入れを混淆し移写した場合のさらに二つの形態が考えられる。

しかしたとえこの墨筆書き入れがいずれかの移写形態により、その書者自身によるものではないとしても、書者がこの書き入れにより『老子』を理解しようとしたことは事実であるため、書者の『老子』理解の過程については窺知できると思われる。またそれによりさらには、書き入れられた当時の『老子』解釈の趨勢についても推察できるのであるであろうか。従つて、その書き入れの原状如何によつて、この書き入れの資料的価値が大きく失亡することは無いと思われる。

そこで、この墨筆書き入れについて、多角的かつ総合的に研覈することにより、『老子』について、当時の日本における理解の実態及びその諸注の受容、さらには同時代における學術全体の動向について考察することは意味あることと考える。しかし、その前にまずは書き入れ時期のある程度の特定が必須要件である。と同時にやはりこの書き入れが書者独自のものであるのか或いは他のテキストにある書き入れを移写したものであるのかという原状の問題についても検証しなければならない。そこで本稿においては、以上二つの先行課題について、その他の河上公注古鈔本の書き入れについても交え、引用された『老子』諸注を中心とし、考察していききたい。

一 東洋文庫蔵『老子道德経』河上公注鈔本概略

本論に入る前に、該本についての書誌要略及び本文内三種の書き入れについての概略をを記す。尚、書誌要略の引用文において、表記は原則として記載通りで、小字双行の記事は〈 〉内に示す。

(一) 書誌要略

老子道德經二卷 室町末鈔天正八(一五八〇)年修本

全一冊 半丁八行二十字内外 内匡廓縦十八・九糧横十五・九糧

首葛洪「老子經序 葛洪序」 序題の次行に「述云凡五千三百二言(道經二千三百八十二字/德經二千九百二十字)」とあり。以降各末次行より続けて小字双行にて「老子經口義發題 虜齊林希逸」(自第三丁ウ第四行至第四丁オ第五行)、「九變 伏羲時勾芒黃帝時鳳韶……」又周定王元年……子時生……景王廿四年八十三歳入関不飯後死……」等老子の生誕変現等老子に纏わる伝説伝承についての記述(自第四丁ウ第六行至第五丁ウ第五行)、「孔子論發題曰」として孔子生没年記事(第五丁ウ第六・七行)、「関令尹喜史記曰」として『史記集解』等による関令尹喜についての記事(第五丁ウ第八行至第六丁オ第二行)、「紹運圖云」として周平王から靈王についての記事(第六丁オ第三・四行)、そして末に「九流」についてと「拾遺記曰」として孔子についての記事が各々二行と一行あり。

次「老子道經上 河上公章句」 各章河上公注意題の下部に各章冒頭句より採る別種の章題あり。次「老子德經下 河上公章句」 有界単辺

葛洪序題次行の「述」とは賈大隱『老子述義』のことであろう。山城喜憲氏³⁾によれば、日本における河上公注古鈔本の中には、葛洪序題次行の「述云……」記事や「口義發題」、さらにそれに続く「紹運圖」までの記事が同様に見えるため、以上の記述が、本文伝写時に書者が新たに移入したものか、また本文と共に底本から移写したものかは未詳である。

以上は、本文書者の筆によるものであるが、下巻末には本文とは別手墨筆にて、右老子經甲及七覺山暫息時以沓筆写之

法印亮信〈生歳四十六／戒臘三十五〉

天正八季〈庚／辰〉七月日修補之

とあり、また別の藍筆にて上・下巻末に、

(上巻)

本云兼安二年九月五日授主水正畢

御判

正應二年暮春七日相伝之家書紛失於道經重課

微躬之下愚早點養性之方術而已

書博士清原教有

永正七年七月十一日終書寫之功即加朱墨訖

小納言清原朝臣

(下巻)

本云正應第二曆暮春二十六日相傳之秘書紛失於德經重課

微躬之下愚早點養性之方術而已 書博士清原教有

永正八年四月廿三日遂書寫之功即加朱墨而已

小納言清原朝臣

と対校本の本奥書⁶を移写する。本文内に墨・朱・藍(奥書の移写者と同筆)三種の書き入れがあり、また別の新たな墨筆にて裏表紙裏に「慈眼大師伝記」と題して『武州東叡開山慈眼大師伝』より引用した、識語の「亮信」に関する

書き入れ一葉の貼付あり。

以上、該本に繋る筆は、本文、識語、書き入れ三種、「慈眼大師伝記」の六種となる。印記「雲邨文庫」「雲邨」は旧蔵者和田維四郎の号。

(二) 書き入れについて

本文内書き入れ墨・朱・藍三種の筆写順については、墨筆に対しては朱筆及び藍筆による傍点等書き入れがあるが、藍筆に対しては朱筆が無いことから、墨筆、朱筆、藍筆の順となろう。また本文に付した句点・返点・送り仮名等はその筆跡から墨筆書者によるものと思われる。

それらの書き入れについて概述すると、墨筆は全章に亙り遍在し、その内容は、『老子』諸注からの引用、それら以外の文献からの引用、音義注、そして書者自注の四つに大別される。

藍筆の多くは、上下巻末に移写した対校本の本奥書から看取されるように、本来は「小納言清原朝臣」即ち清原宣賢による書き入れであると思われる。その書き入れ量は墨筆に次ぎ、音義注及び「才本」「中本」「イ本」「宣賢本」「江本」「家古本」「古本」「唐本」「摺本」(記載数順)と略称表記される他本との校勘が中心である。「中本」「江本」とは博士家として清原家と併称されていた中原家、大江家各家の伝本であろう。「唐本」「摺本」とは中国からの伝来本であると思われるが、現時点ではそれらの原本の特定はなし得ず、その他の校勘本についても未詳である。藍筆書き入れは、宣賢と藍筆書者による新たな書き入れとが混在していると思われるが、その識別については明確ではない。朱筆は、本文と墨筆書き入れ事項の人名・地名・書名等に対して朱引・朱格等を施しているのみである。

以上が、本稿でテキストとする東洋文庫蔵『老子道德経』河上公注鈔本についての概略である。以下、墨筆書き入

二 墨筆書き入れの原状について

(一) 各河上公注古鈔本との関連性について

書き入れの原状、即ちそれがこの書者自身による独自のものか或いは他のテキストにあるものを移写したものを考察する場合においては、他の同系のテキストとの比較は必要不可欠である。該本で言うならば、他の河上公注古鈔本における書き入れとの比較である。現存する河上公注古鈔本は二十三点を数え、それについては全点を調査された前出の山城氏によるそれら古鈔本の「解題」によりその概略が知られ、それにより各本の書き入れと該本墨筆のそれを対照させると、そのうち注(1)において列挙した諸本のうち丸数字及び略称を付した十二点に、それぞれ移写の関係を留意すべき書き入れ等が見られる。

その書き入れとは、引用『老子』諸注の類似、音義注の有無、考異記事対校異本の類似の三点である。

引用諸注については、墨筆書き入れにおける引用諸注と同一の引用例がある場合、当然両者の引文を比較しなければならぬ。墨筆が引用する諸注には、多くが「王」と表記される王雱注、「新」及び「新注」と表記される林希逸『老子廣齋口義』、「賈」及び「述」等と表記される賈大隱『老子述義』、「流」と表記される成玄英疏、そして「顧」と表記される注の五種(引用多数順)であり、その他考異記事に王弼の名が見える。またさらに重視されるのが引用時の各諸注の表記である。例えば林希逸『口義』を引用する諸本は多いが、その際の出典表記が「口義」とする場合と該本墨筆書き入れのように「新」及び「新注」とする場合等とに分かれる。このように、諸注の引用において引文はじめその引用した諸注の表記までもが一致する場合、それは一段と両者の関係を裏付けるものとなるであろう。

音義注については、墨筆書き入れには相当数の音義注があるが、そのほとんどは出典を明記していないため、書者が各種辞書類以外、例えば他本に書き入れられた音義注を参照し移写した可能性をも顧慮しなければならない。

考異記事についても同様にして、他本に書き入れられた考異記事と墨筆のそれとが一致すれば当然両者に何らかの関係が想定されるであろう。

これらについて、各諸本と該本墨筆書き入れとの比較は、その原状を説明するにあたり重要な作業となるが、現段階で比較したものは、⑥慶応大Ⅰ本、⑩慶応大Ⅱ本及び⑫東大本である¹³⁾。また、山城氏「解題」によれば、⑩慶応大Ⅱ本と⑨大東文化大本は、書写の体式、書き入れの内容に至るまでほとんど同じということであり、従って大東文化大本についても概ねこの慶応大Ⅱ本の調査結果に倣えるであろう。

まず東大本については、書き入れにおける『口義』の引用は数例に過ぎず、また引用時の表記も「口義」としており、該本墨筆書き入れがそれらを移写したとは考えられない。またその他の書き入れについても類似性は見られず、該本墨筆書き入れとの関係は見られない。

慶応大Ⅱ本については、慶応大Ⅰ本は上巻のみ残存し、本文『老子』経文と河上公注は別種の筆跡で、河上公注と書き入れが同種の筆跡である。末に経文と同種の筆跡にて大永五(一五二五)年の識語¹⁴⁾がある。慶応大Ⅱ本は、本文と書き入れ共に同筆で、末に天正六(一五七八)年の識語¹⁵⁾がある。とすれば、書き入れ年代もその通りこの天正六年ということであろうか。

両者の書き入れは相似性があり、同様の書き入れがある場合は一字一句一致するが、慶応大Ⅱ本の方が周密である。このためこの両者の書き入れに関連性があることは確実であるが、それについては、本稿では言及せず、以下慶応大Ⅱ本の書き入れを中心に該本墨筆書き入れとの比較を進める。

慶応大Ⅱ本の書き入れには、賈大隱『述義』、林希逸『口義』、王弼注、王雱注、成玄英疏、「顧」注等の諸注他それ以外の文献を引用する他、音義注、考異記事が見られ、また「問：指何乎：」といった問答形式の書き入れも見られる。該本墨筆書き入れとは諸注の引用を中心に類似箇所が多見する。諸注の引用では、各々引文に多少の異同はあるものの、該本墨筆所引「顧」注及び『口義』は慶応大Ⅱ本にも引用されている。¹⁶⁾

また該本墨筆所引『口義』については、『口義』諸本と校合すると異同があるが、それについても慶応大Ⅱ本と一致する箇所がある。¹⁷⁾ 引用数は慶応大Ⅱ本の方が多く、希に「口義」とも表記されている。

『述義』、王雱注については、同様の引用も見られるが、双方の引用には相違がある。引用数は『述義』については慶応大Ⅱ本の方が多く、王雱注については該本の方が多い。

諸注の引用以外の書き入れでは、一致あるいは表記に相違があるものの文意が類似する箇所が見られる。音義注についても同様にして、反切注の表記が該本墨筆は基本的に「反」に、慶応大Ⅱ本は「切」に作っているが、同意の注がある。これらの書き入れについては、該本墨筆書き入れの方が周密である。

また慶応大Ⅱ本の書き入れには、該本藍筆書き入れと同一のものも見られ、それについても別に検証を要するであろう。

以上によれば、両者は確実に関係があることは明白である。それについては、慶応大Ⅱ本がその識語によりその書き入れを天正六年のものとするならば、天正八年の本文鈔写識語がある該本の墨筆書き入れの方が時代は新しく、当然該本が移写した可能性が考えられるであろう。しかしその関係については、その慶応大Ⅱ本の書き入れが慶応大Ⅰ本と酷似し、該本藍筆書き入れとの類似面も見られ、またその他にも関係が懸念される諸本が多数あるため、単純に移写とは断定しかねる。それは、該本及び慶応大の二本の書き入れ書者は、また別の諸本を参照したということも想

定され、その原本が他の河上公注鈔本の中にある可能性も考えられるため、慶応大Ⅱ本と該本の書き入れが類似しているからと言って、両者の間には直接的な関係はないかもしれないからである。よって、移写の関係については、今後他の諸本の調査の結果により判断したい。

しかし、確実に移写でない点も認められ、さらに次項において検証する。

(二) 書き入れの独自性について

墨筆書き入れについては、諸本との比較により、移写の可能性が認められたが、一方、それが書者独自のものである場合を示す証拠も見られる。それらについて比較検討していききたい。

墨筆書き入れには、その大半に訓点¹⁸が施されている。四種に大別された墨筆書き入れのうち『老子』諸注及びその他中国に由来する文献を引用している場合には、そのように訓点を施すことは考えられるが、書者自注と思われる書き入れにも訓点が付されている。これは、本文内の訓点もこの書者によるものであるため、該本を手にした書者が訓点を施しつつ、それと併行していずれかの諸本の書き入れ注についてもまた訓点を施しつつ移写していった可能性が考えられる。ちなみに、前掲の慶応大Ⅱ本の書き入れにはほとんど訓点が見られない。

また一方、自注についてはこの墨筆書者独自のものと認知できる書き入れが見られる。それは毎章河上公注各章題に直接した下部もしくは傍注として行間に書き入れられているその章題についての注解である。

それについては、第五十七章章題を該本は「淳朴」に作るが、その他の河上公注古鈔本はじめ宋刊本・道藏本等みな「淳風」¹⁹に作っているという該本のみ異同がある箇所がある。そしてここで墨筆書者は、「淳朴」という語句に対して注解している。これにより各章題に対する注解は、この墨筆書者独自によるものと言えよう。そしてこの注解に

も訓点があることから、この書者は自注・引文問わず書き入れに訓点を施していったものと思われる。

またこの章題の他本との異同について、仮に墨筆書者が他本を参照することがあったならばその異同を知見し、それについて注記すると思われるが、その形跡はない。これはこの書き入れが書者独自のものということ傍証するものであると思われる。

次に、引用された『老子』諸注の面から検証してみる。それについては前項(一)において、一部の河上公注古鈔本と比較したところ同様の引文も見られたが、一方一致しない箇所も散見し、この書者自身が各諸注原本から引用したのもあると思われる。しかしこれもまた、その他の未調査の河上公注古鈔本との関係を考慮しなければならない。これについては、音義注及び『老子』諸注以外の文献の引用についても同様である。

さて、その一部の比較結果とその他の証例の比較検討によりその書き入れが書者独自のものであるのか、あるいは移写したものであるのか、ここで一応の結論を出すと、諸注の引用に関しては、その類似性から他本と関係があることは明確であるが、それが仮に該本墨筆が移写したとしても、墨筆書き入れ独自の書き入れは多数存在していると思われる。

それは、各章題を注解している自注が書者自身によるものであることが第一の要因である。この書者が『老子』十一章全ての章題に対して注解を試みているということは、書者に一応の学識が備わっているものと思われる、そこから推察するに、その他の書き入れについても、この書者が多岐にわたる文献を渉獵しつつ『老子』を解していった結果であろうと思われるためである。

三 書き入れ時期について

次に、書き入れに引用された『老子』諸注及びその他の文献から、書き入れ時期について検証していきたい。

(一) 引用『老子』諸注について

まず、引用されている諸注から見ていく。引用されている諸注は、五種に上り、それらについて以下に引用の多い順から、概略及び特徴を整理し、そこから書き入れ年代について検討する。

王雱注（二十四例）

王雱、宋、臨川の人、安石の子、字は元沢、熙寧九年卒（生年不詳）。¹⁹ 伝には『老子訓伝』を作り『道德経』に注した、とある。墨筆書者が最も多く引用している王雱注は、所引『老子』諸注の三分の一を占める。この王雱注は、宋彭耜『道德真経集注』の「宋解経姓氏」に、父安石、陸仙、劉槩、劉涇と共に崇寧五注と称せられており、宋代において代表的な『老子』の注釈の一つであったと思われる。王雱注の単行本としては現存しないが、宋張氏集『道德真経集注』²⁰に河上公注・王弼注・唐玄宗注と共に全文が収められている。またその他宋李霖『道德真経取善集』・宋劉惟永『道德真経集』・趙学士『道德真経集解』・明焦竑『老子翼』等の集注本に節録されている。

日本においては、また既述のように、他の河上公注古鈔本はじめ、近世以降に出版された日本人撰述『老子』注釈書にしばしば引用されている。王雱注の単行での和刻はされていず、近世以降の日本人撰述『老子』注釈書に見える引用は概ね、当時普及していた『老子翼』からと思われる。

しかし、墨筆の引用には、各集注本に収載されていない注もあり、参照した底本については、全文が収められている張集『集注』と見られる。日本における張集『集注』の所在は道蔵所収本のみと思われるが、正統道蔵所収張集『集注』収載注と墨筆の引文を校合してみると異同がある。⁽²¹⁾ その中には書者の単純な誤写と思われるものもあり、本稿においては言及しないが、引用した原本については別に検証する必要がある。

林希逸『老子虞齋口義』（十八例）

林希逸も王雱と同様に宋の人であるが、王雱より約二百年近く下り、紹熙五年に福清に生まれた。字は肅翁、号は竹溪また鷹齋。端平二年の進士。⁽²²⁾ 荒木見悟氏によれば、希逸の学系は、程門の尹和靖から発し、尹和靖―林光朝―林亦之―陳藻―林希逸と図示されている。『老子』の他、『莊子』『列子』に各『虞齋口義』があり、『三子虞齋口義』として出版されている。

日本における老列莊三子の各『口義』の受容について、池田知久氏によれば、中世、五山の禅僧惟肖得巖が初めて『莊子』を『口義』で読み、以降、五山派の禅僧達の間で読まれたことに始まる。明確な記録は無いが『老子口義』についても同様に読まれていたと思われる。既述の通り、中世末期から近世初期にかけての河上公注古鈔本には該本を含め、本文中に「口義発題」が収載される他、毎章『口義』と同様の章題を併記するものも多く、その時代には読まれていたと思われる。そしてそれらの書き入れにも『口義』の引用は散見し、この時期の『老子』の注釈において、いまだ河上公注が全盛ではあったが、並行して新たに『口義』が出現してきたことを引証している。その後『口義』は、慶長から元和にかけて数種の古活字版が出版され、続いて寛永四（一六二七）年を始めに、以降訓点本、首書本等と数種の和刻本が出版され、次第にその受容は河上公注を凌駕し、多く流布したことはよく知られているところ

ある。

この墨筆が『口義』を引用する際は、「新」及び「新注」という呼称を用いているが、これは当然河上公注という旧注に対する語である。これについては、既述の通りいくつかの河上公注古鈔本にも同様の呼称で引用され、またその一部とは該本墨筆書き入れ所引『口義』と引用箇所が一致するため、この書者がそれらを書き移し『口義』自体から引用したわけではない可能性があり、その表記についても移写元にある通り移写した場合も考えられる。しかしまた、墨筆書者は本文「口義発題」の「林希逸」の署名に「宋朝人莊子發題作者也」と注記しているが、これは、既述のように日本においては『莊子口義』の方が『老子口義』より早くに受容されていたと見られることから、注記した当時は、『老子口義』が読まれ始めるごく初期の段階であったと示すものであり、書者自身の『口義』に対する認識も「新注」という存在であったろうと思われる。

日本人撰述『老子』注釈書において、最も成立時期が早く室町中期以後の成立と見られる京都大学附属図書館蔵の鈔本『老子経抄』²⁸は、はじめ近世以降多くの『老子』注釈書に『口義』は引用されているが、「新」あるいは「新注」と表記している例は見られない。それは、慶長元和期には古活字版が出版され、その後近世初期寛永四年に訓点本が出版されると、間もなくその『老子』注における地位は河上公注と逆転し、もはや「新注」という存在ではなくなってしまうからであろう。

また該本墨筆引文について、『口義』諸本との考異²⁹によれば、それは引用者の作為によるものかもしれないが単純な誤写と思われない異同があり、これにより引用した原本を索めればその原本の成立年代から書き入れ時期が推定できよう。しかし現時点ではその異同箇所と一致するテキストを見ず、墨筆書者が引用した原本については不明である。

賈大隱『老子述義』(十五例)

賈大隱、公彦の子。生年は不明であるが、⁽²⁹⁾伝には唐儀鳳中、太常博士となる、とある。現在本書は散佚して、その全容は明らかではない。しかし、古勝隆一氏⁽³⁰⁾によれば、『述義』は「河上公注を敷衍した義疏であり、『老子』経文も河上公注本を底本としたものであったと考えられる」ため、日本においては、既述の通りいくつかの河上公注古鈔本にその引文が散見する他、具平親王『弘決外典抄』等『老子』関連以外の諸文献にもしばしば引用されており、『老子』諸注の中で河上公注が読まれていた中世以前においては、よく参照されていたものと思われる。

それまで『老子』の参考文献として多用されていた『述義』ではあるが、日本人撰述『老子』注釈書において、最も成立時期が早いと見られる前掲の『老子経抄』には、葛洪序の部分における注解にわずかにその名が見られるが、その次に成立時期が早く、寛永四年に鈔写された天理大学附属図書館所蔵の鈔本『老子道德経河上公解』⁽³¹⁾「抄」はじめそれ以降成立のものに引用されている例は見られない。これにより、その正確な散佚時期は不明ながら、近世以降の『老子』研究においては、参照されていなかったと思われる。それはやはり、この注が河上公注の義疏であったため、河上公注の衰退に影響されたのであろう。

墨筆所引『述義』については、前掲慶応大の二本に見られない引文もあり、他の河上公注古鈔本からの移写の可能性があるため、その他の諸本の引文との比較を要し、その参照した原本については断定できないが、墨筆書者がこれを『老子』理解の補助としたことは確かであろう。そしてさらに推測するならば、近世に入り寛永四年に鈔写された『老子』注釈書には既に引用が見られず、またそれ以降の注釈書にもその名を見ることがないことから、この引文が書き入れられた当時は、『述義』の『老子』注としての存在価値が保たれていたことと思われる。

成玄英疏（四例）

成玄英、唐、陝州の人、字は子実。東海に隱居し、貞觀五年に召し出され京師に至り、永徽中都州に流され、老子注・莊子疏を作ったとされる³²。成玄英注については、『旧唐書』経籍志に「老子二卷」、『新唐書』藝文志に「老子道德経二卷」「開題序訣義疏七卷」、『宋史』藝文志に「道德経開題序訣義疏七卷」と著録されている。いずれも足本としては現存していないが、道蔵信字号中所収で「顧欽述」と署名のある「道德真経注疏」及び強思齋纂「道德真経注疏」に収められている。

引文には、「成玄英」の名を挙げず出典を「流」と表記（一例は出典不記）している。そして顧述「注疏」では「疏」、強纂「注疏」では「成玄英疏」と表記し引用しているが、それらの各引文と墨筆引文とはそれぞれ微細ながら文字の異同があり、墨筆の出典とした文献については特定できない。また、その引文は慶応大Ⅱ本と一致することから、他の河上公注古鈔本も含め移写の関係についても顧慮しなければならず、本稿においては、出典を明確にするとはなし得ない。

「顧」注（三例）

引文において「顧」と出典が表記されるものであるが、『老子』注釈者において「顧」と言えば、第一に南斉の顧歡が考えられる。伝³³によれば顧歡、字景怡、呉郡の人。豫章の雷次宗に従い学問をし、「老子治綱」を献じたとある。顧歡注については、『隋書』経籍志に「老子義綱一卷」「老子義疏一卷」、『旧唐書』経籍志に「老子道德経義疏四卷」「新唐書』藝文志に「道德経義疏四卷」「義疏治綱一卷」と著録されているが、いずれも足本としては現存していない。成玄英疏の項で触れた顧欽述「道德真経注疏」について武内義雄氏³⁴は、唐人の注が引用されているため南斉の顧

歛の著述とは考えられない、とされる。

顧歛注は他に李霖『道德真經取善集』等に節録されており、またそれらは藤原高男氏³⁶により輯佚されている。

他の河上公注古鈔本にも「顧」と表記する引用例があるが、そのうち比較した慶応大Ⅱ本の引文と墨筆所引「顧」注は、多少の字句の異同はあるもののほぼ一致した。しかし、これらの「顧」注は前掲の顧歛注には見えず、「顧」とはまさしく顧歛を指しているのか、また顧歛であるならばその顧歛注とはどの文献より引用したものなのか、といった問題が残される。

以上が、引文に見える「老子」諸注である。この他、経文の考異記事に、王弼³⁶の名が挙がっているが、その注の引用は無い。島邦男氏³⁷によれば、王弼本は宋に散佚し、今日伝存する王弼本は道蔵本・明孫鉉本・清武英殿本の三系統で、明和七年に和刻された宇佐美瀧水は校本は道蔵本を底本としてるとされる。また唐陸徳明³⁸『經典釈文』は「老子音義」にこの王弼本を底本としているため、それにより当時の王弼本の姿を垣間見ることができると書き入れに見える王弼本経文を前掲三系統の諸本及び『釈文』による王弼本経文と校合してみると、異同があり³⁹、墨筆書者が参照している王弼本は未だ特定できていない。

またその他、音義注の書き入れの中には、出典は明記していないもの陸徳明「老子音義」と反切注の一致が見えるため、恐らくはこの文献についても参照していたものと思われる。

以上、墨筆書き入れが引用した「老子」諸注について概観してきたが、それにより書き入れ時期について推定する場合、中では林希逸『口義』及び賈大隱『述義』がその焦点となるであろう。それは両者の日本における「老子」注としての位置が、時代により変遷することによる。

よってこの両者から、その書き入れ時期について推定すると、林希逸『口義』の考証によれば、引用時の「新」及び「新注」という呼称、林希逸に対する「莊子發題作者也」という注記から、その時期ははまだ河上公注のほうが『老子』注として中心であった時期で、『口義』が『老子』注としてそのように盛んに受容され普及する以前、つまり出版され流通し始める近世初期、遅くとも訓点本が和刻された寛永四年より以前をその下限とし、賈大隱『述義』の考証においては、近世に入り寛永四年に鈔写された日本人撰述『老子』注釈書には既に引用が見られず、またそれ以降の日本人撰述『老子』注釈書にもその名を見ないことから、その下限は最も下ってもその近世初寛永期以前と思われる。そして以上を総合すると、その書き入れ年代は近世初寛永期が下限となると思われる。

(二) その他の引用文献について

墨筆書き入れにおける『老子』諸注以外の引用文献については、注(8)に既述の通り、本稿では引用の有無に関わらず書き入れ中に見える文献名について指す。

それら書き入れ中に見られる文献は經史子集四部の多岐に亙り、中では經部が最も多い。それは周密な音義注の書き入れ^⑩があることから察知されるように、小学類が多いことによる。そのうち『説文解字』からの引用例が最も多く十五例を数える。それらについては【資料】に一覧にした。これらについては、個々具体的にその引文を考察することにより、墨筆書き入れ書者の『老子』解釈が表出してくるであろうが、その中で、書き入れ時期を検証するという観点から、宋諸葛深編『歴代帝王紹運図』について注目したい。

この『紹運図』は、該本はじめその他いくつかの河上公注古鈔本にも、「口義発題」に続く老子に関する付属記事に引用されている。これについては、それらがある一つの原本から伝写されていた可能性を示唆するものであるこ

とは、既述の通りであるが、またそれとは別にしても、本書がその当時受容されていたことは事実のようである。それは川瀬一馬氏⁽⁴¹⁾も指摘されているように、本書が中国歴代の帝王についてその系統・没年・在位年数等を注記し図表化したものであるため、その簡便さからか、中国の歴史を知る参考書として、日本においては中世多用されており、また五山版も三種出版されていることから窺測できるであろう。また川瀬氏⁽⁴²⁾によれば、その五山版の一種は慶長頃の後印本があるとされる。

さて、該本墨筆における『紹運図』に関する書き入れは二例あり、いずれも直接引用しているわけではないが、『紹運図』と校合すれば参照していたことは明確である⁽⁴³⁾。この参照例が、既述のような中世における『紹運図』の流布の一端によるものであるとすることは性急ではあるが、これまで本稿において、引用『老子』諸注により推定した書き入れ時期を鑑みれば、同時期に仮定することもできるのではないであろうか。

この他の文献については本稿において言及しなかったが、それらにも各々時代背景と共に日本における受容の変遷があると思われる。

まとめ

以上、東洋文庫蔵『老子』河上公注本に見える周密な墨筆書き入れについて、まず『老子』諸注からの引用、その他の文献からの引用、音義注、そして書者自注の四種に大別し、そこからその原状と書き入れ年代について検証してきた。

その原状については、その他の河上公注古鈔本の一部との比較によると、引用諸注を中心に両者の書き入れに類似性が見られ、移写の可能性も考慮されたが、それについてはその他の諸本との調査結果により判断しなければならな

い。しかし、書者の自注と思われる書き入れから推察するに、この書者自身によるものも多数存在すると思われる。

次に書き入れ時期については、これについても、『老子』諸注の引用を中心にその他の河上公注古鈔本から移写した可能性が残されているが、その諸注の引用状況はじめその他の引用文献から、近世初寛永期頃が下限と推定される。その上限については、現時点の調査段階においては、やはり本文鈔写識語にある天正八年となると思われる。

また書き入れの移写の問題については、該本墨筆書き入れとは関わらず、各河上公注古鈔本間にも個別に移写の関係が存在するかもしれない。そしてこれらの関係解明によっても、また新たにそれらの書き入れ時期における『老子』の理解の趨勢を窺知することができないのではないであろうか。

以上本稿では、現段階における筆者の調査状況からの推測を述べたが、さらに本稿においては多くを言及しなかった墨筆書き入れの具体的内容とも合わせ、それらを解明し整理することにより新たな事実が発見されることであろう。そしてそれらを踏まえて、当時の日本における『老子』はじめ同時代における學術全体の動向についての概観をより深めていきたい。

本稿の作成に当たっては、東洋文庫はじめ慶應義塾大学三田メディアセンター、東京大学総合図書館より、閲覧に際し御高配を賜った。末筆ながら感謝の意を表す。

注

- (1) 日本における『老子』諸本については、山城喜憲氏により綿密なる調査がなされており、その成果の一つに「河上公章句『老子道德経』古活字版本系統の考察(上)」(『斯道文庫論集』第三十四輯/二〇〇〇年二月)があり、河上公注の古活字版と古鈔本の関係について対校し考察されている。ついでには「対校諸本略解題」(以下略「山城氏『解題』」)として、日本における河上公注古鈔本について詳細な解題があり、本稿においては大いに参考とさせていただいた。それによ

れば、本稿で論考する東洋文庫蔵本の他に二十二点が確認されている。以下に列举すると、正倉院聖語蔵〔鎌倉〕鈔本（存巻下）、杏雨書屋蔵〔鎌倉末南北朝初〕鈔本（存巻上残簡）（以下略①杏雨書屋I本）、梅沢記念館蔵応安六（一三七三）年鈔本（以下略②梅沢記念館本）、宮内庁書陵部蔵〔室町〕鈔至徳三（一三八六）年識語本（以下略③書陵部本）、斯道文庫蔵〔南北朝〕鈔康応二（一三九〇）年施入識語本（以下略④斯道文庫本）、杏雨書屋蔵〔室町中期〕鈔本（存徳経下）（以下略⑤杏雨書屋II本）、阪本龍門文庫〔室町中期〕鈔本（存首一卷）、慶応義塾大学三田メディアセンター蔵大永五（一五二五）年鈔本（存巻上）（以下略⑥慶応大I本）、無窮会図書館蔵〔近世初〕伝鈔天文五（一五三六）年鈔並加点奥書本（以下略⑦無窮会本）、斯道文庫蔵天文十五（一五四六）年鈔本、筑波大学附属図書館蔵天文二十一（一五五二）年鈔本、足利学校遺蹟図書館蔵〔室町〕鈔本（以下略⑧足利学校本）、大東急記念文庫蔵〔室町〕鈔本（外題「換鵝経」）、大東文化大学図書館蔵天正六（一五七八）年足利学校下真瑞書鈔本（以下略⑨大東文化大本）、慶応義塾大学三田メディアセンター蔵天正六（一五七八）年足利学校南春鈔本（以下略⑩慶応大II本）、瀧川君山武内義雄通蔵〔室町〕鈔本（以下略⑪瀧川武内本）、戸川濱男・弘文荘旧蔵〔室町末〕鈔本、東京大学総合図書館蔵〔室町末〕鈔本（以下略⑫東大本）、六地藏寺蔵〔室町末〕鈔本、陽明文庫蔵〔室町末近世初〕鈔本、陽明文庫蔵〔室町末近世初〕鈔本、仁和寺蔵〔室町末近世初〕鈔本である。

(2) 『東洋文庫所蔵漢籍分類目録 子部』（東洋文庫／一九九三年四月）、『岩崎文庫和漢書目録』（東洋文庫／一九三四年）、東洋文庫日本研究委員会編『岩崎文庫貴重書書誌解題I』（東洋文庫／一九九〇年三月）。

(3) 山城氏前掲論文参照。

(4) 山城氏「解題」によれば、前掲注（1）に列举した諸本のうち仁和寺蔵本、東大本には「述云（曰）…」のみあり、筑波大学図書館蔵本、⑨大東文化大本、⑩慶応大II本、⑪瀧川武内本には、さらに「口義発題」及びその後続く「紹運図」と同様の記事があり、またその記事の一部が斯道文庫蔵天文十五年鈔本にある。

(5) 山城氏「解題」には、『慈眼大師御年譜』元龜二（一五七二）年の条の義嚴付設により、亮信は天文四（一五三五）年生、天正十九（一五八〇）年卒で、「天正八年」は、亮信四十六歳にあたりとされ、その年甲州七覚山において書写されたもの、とされている。

(6) 承安二年の奥書について山城氏前掲論文は、杏雨書屋蔵〔鎌倉末南北朝初〕写存巻上上残簡に「承安二年九月五日授主

水了 在御判大外記殿」とある奥書により、「主水」とは清原頼業（大外記殿）の嫡子近業（主水）と比定されている。正応二年の奥書に見える清原教有について、頼業との関係を列記すると、頼業―仲隆（三子）―教隆（三子）―有隆（長子）―教有となる。永正の奥書に見える「小納言清原朝臣」とは宣賢であり、宣賢は、文明七年吉田兼俱の三男として生まれ、頼業の四子良業より数えて十二代目にあたる宗賢の養子となり、家を嗣いだ。

(7) 出典は明記されていないがいくつかの諸注を引用していると判明する書き入れ、考異記事に掲出する諸注も含め七十例。各注の掲出章については【資料】参照。

(8) 他文献からの引用については、引用の有無の実際に関わらず書き入れにいくつかの文献名が見える場合を指し、①出典を明記し引用しているもの四十一例、②出典として明記されているがその文献についての正式名称及び明記された出典とその引文との関係が不明確なもの三十四例、③出典は明記されていないがいくつかの文献を引用もしくは参照したことが判明するもの三十例、の三種に分類され、総計一百五例。詳細は【資料】参照。

(9) 音義注書き入れは総計一百三十九例。その多くは出典が明記されず、それらの中には当然既存の辞書類を参照していると思われるものも多いが、複数の辞書に同様の音義・反切注があり、そのいずれを参照及び引用しているのか、また書者自注であるのか判別を明確にしづらい。中に、その出典が明記される前掲注(8)他文献からの引用における①、また参照した辞書類についてほぼ特定できるもの即ち注(8)の③と重複する例もあるが、事例多数のため別項にした。

(10) これらについても典拠があり、何らかの文献を参照している可能性は大いにあると思われる。

(11) その他、『老子』諸注を引用している例では賈大隱『老子述義』が三十例（内経文考異記事が十一例）、成玄英疏が十例（同一例）、王弼本との経文考異記事が一例。また音義注において「梁武……」とあり梁武帝に繋る注と思われる引用がある。『老子』諸注以外で出典を明記している引用（以下書き入れ表記通り）では、「孔安国注尚書」、「毛詩」、「釈」と表記された『經典釈文』、「爾雅」、「広雅」、「蒼頡篇」がある。他に出典は明記していないが、音義注において、『説文』と一致するものがあり、またその他多くは『經典釈文』を参照しているものと思われる。

(12) 前掲注(1)参照。

(13) その他、山城氏の「解題」により、該本墨筆書き入れとの関係において留意点が見られる諸本について掲出し、またその「解題」により各留意点について箇条すれば以下の通り。

①杏雨書屋I本：「述」「述義」「賈」と表記される賈大隱『述義』、王弼、嚴遵、また「顧」云「師」云等と表記された諸注の引用、音義注、「中本」「江本」「古本」「陸本」「才」「イ」「或本」「一本」等と表記される諸本との考異、また該本藍筆移写承安二年奥書と同様の奥書あり。②梅沢記念館本：『述義』の引用、音注、「イ本」との考異。③書陵部本：「賈」云「述幾」と表記される『述義』、別本からの移写であろうとされる「王」云と表記される注の引用、「家古本」云々「江本」「イ本」「才」「述」等諸本との考異。④斯道文庫本：反切音注。⑤杏雨書屋II本：『述義』、『口義』等の引用、字義音義注、「述本」「江本」「或本」「一本」等との考異。⑦無窮会本：『述義』の引用、「イ本」「一本」との考異。⑧足利学校本：『述義』、王弼等諸注の引用、「述」「李」「或」「一本」「江本」等との考異。⑩瀧川武内本：『述義』、『口義』、「師説」等諸注の引用。

(14) 「于叱大永五天（乙ノ酉） 七月八日上野新田莊泉瀧院（書ノ之）」

(15) 「於足利学校ノ于時天正六戊寅三月廿八日南春書之」

(16) 但し一例は、慶応大II本に見られないが、それは慶応大I本に見られる。

(17) 後出注（27）参照。

(18) 山城氏前掲論文「諸本異同表」参照。

(19) 『宋史』卷三二七列伝第八六王安石伝。

(20) 道藏靡字号と特字号に涉り収められ、撰者については、元符元（一〇九八）年前權英州軍事判官梁迥後序に「太守張公……命覺舎之学者参其四説無復加損刊集以行於時」とあるが、太守張公についての詳細は未詳である。また王雱について同じく後序に、「近世王雱深於道德性命之学而老氏之書……成一家之説」とある。

(21) 道藏本と墨筆引文における助字の有無及び同義字、字体の異同等は頻出するため省略し、主なものを以下に挙げる。ついでには、まず引文を挙げ異同箇所を傍線を付し、続く（ ）内に道藏本との異同を示す。表記は原則として記載通り。

- ①虚無章第二十三「風雨者陰陽交感所為飄驟交感之過不能久者也」（「飄驟」作「飄驟者」、「不能久者也」作「所以不能久」）
 ②歸元章第五十二「人悦則開目故為兌々則物入之矣門者精神所出也外見諸理形開以受之而復出精神與之」（「開目」作「形開」、「與」作「與」）

③順化章第五十八「雖有廉隅不至於劇人也劇或作非」（作「劇也」一本劇作穢非）

④守道章第五十九「治人在乎正己、夏天在乎盡性、此兩者一於齋而保其精神、而不以外耗内者、齋也、人之本真充塞六極、无所不備、而終至於不足者、侈有為而輕自用故也」(「保」作「葆」、「而」字無)

⑤居位章第六十「烹鮮之術、唯待其自熟、无所施其巧、攪之則潰矣、治國亦然」(「攪」作「攪而擾」、「國」作「國之道」)

⑥後己章第六十六「王者、飯往之義、能下物、乃飯矣」(作「不物物」)

⑦天道章第七十七「有道与天与人合道」(作「有道者與天合道」)

⑧任信章第七十八「聖人所以能柔弱、者、眇水以為德也、受垢不祥、其納流、守辱之義、乎此可謂智者道也」(「流守辱」作「汗受辱」、「也」作「爾」)

⑨任契章第七十九「左契取於君、右契取於人、左无事而右主權、故古者分契之法如此也、聖人執左契、不從、取於物、而来合、吾應其合者、耳、所謂感而遂通天下之故也、然則聖人常受天下之責、人之心是以遂无怨也、莊子曰、以得為在人、以失為在己、湯曰、万方有罪、在朕躬、記曰、獻牛馬者、操右契、蓋獻者并券、以進、是以右契乃受責者之所執也、史記曰、操右券以責吏」(「君」作「人」、「於」字無、「而」下有「物自」、「責」下有「而無責」、「遂无」作「終無」、「也」字無、「罪」下有「罪」、「躬」下有「此之謂也」、「是以右契」作「是知左契」、「也」字無)

⑩同 章 「唯天无心、但善則与之、明天与聖人同道也」(「无心」作「無親」)

⑪獨立章第八十「十人所共謂之什器、百人所共謂之伯器、清浄之器也、務使民遂其生理、而不妄、與作終、无連群聚衆之、取、故雖器有什、伯而不用也」(作「百器清浄之治務使民各遂」)

また①は慶応大Ⅱ本に同様の引文があり、異同は道蔵本にほぼ同じ。

(22) 『宋元学案』卷四十八「文軒学案」による。

(23) 荒木見悟「林希逸の立場」(『中国哲学論集七』九州大学中国哲学研究会／一九八一年十月)参照。

(24) 池田知久「日本における林希逸『莊子虞齋口義』の受容」(『二松学舎大学論集』第三十一号／一九八八年三月)、また梅野茂「近世における老子口義」(広島支那学会『支那学研究』第三十三号／一九六八年)等参照。

(25) この書き入れは、慶応大Ⅱ本には見られない。

(26) 山城喜憲「京都大学附属図書館蔵清家文庫『老子経抄』翻印並びに校異・解題」(『斯道文庫論集』第二十六輯／一九九二年三月)参照。

(27) 考異に使用した諸本は、『無求備齋老子集成初編』所収宋刊本、正統道藏所収『道德真經口義』、慶長期刊古活字本、慶長元和間刊古活字本『句解道德經』、寛永四年刊訓点本、寛文期刊如一枚点本の六種で、諸本と墨筆引文における助字の有無及び字体の異同等は頻出するため省略し、主なものを以下に挙げる。ついては、まず引文を挙げ異同箇所を傍線を付し、続く()内に諸本との考異を示す。表記は原則として記載通り。

- ①安民章第三「尚矜也我以賢爲矜尚則必起天下之爭禹惟不矜天下莫与汝爭能使是此意也」(慶長古活字本同、他作「便」)
- ②虚用章第五「籥者稟之管也用稟籥生風」(皆作「稟籥用而風生焉」)
- ③成象章第六「牝虚而不實者也此二字足形容一ヶ虚字天地亦自此而出也故曰根也」(皆作「只」)
- ④無用章第十一「穀車中之容軸者也軸輻輪之股也」(宋刊本「軸」字無、他「輻」字無)
- ⑤法本章第三十九「歇滅消而不靈也」(皆作「消滅」)
- ⑥偏用章第四十三「无間无縫罅也无有即无形也如人身榮衛之間可謂无間而氣脉得行也无隙而日月光入也」(罅)『句解道德經』作「罅」、「榮」皆作「營」、「也」皆作「之」、「无隙而」作「無隙之隙而日月之光亦入之」)
- ⑦貴生章第五十「天有十二辰歲有十二月日有十二時十二者始終全也十二而下又添一便十三分明只是一ヶ一字不謂之一而十三此正其作文奇処言人生死皆原於此」(始終)皆作「終始之」、「一便」皆作「一數便是」、「此」皆作「此一」)
- ⑧玄符章第五十五「峻赤子之命厚也」(皆作「原」)
- ⑨三寶章第六十七「新曰肖象也凄然似无所有象俗以愚人不善名為不肖也」(凄)皆作「慊」、「有」皆作「肖」、「俗以愚人」以下?)

また、慶心大Ⅱ本引文とは、①、⑥「无隙而…」、⑨における異同が一致する。

- (28) 賈大隱及び『述義』に関する先行研究には、古勝隆一「賈大隱と『老子述義』」(吉川忠夫編『唐代の宗教』所収/二〇〇〇年四月/朋友書店)がある。
- (29) 『新唐書』卷一九八儒学上賈公彦伝。またその他、古勝氏前掲論文「三 賈大隱とその周囲」により詳細に事跡がまとめられている。

(30) 古勝氏前掲論文参照。

- (31) 山城喜憲「天理大学附属図書館蔵『老子道德経河上公解(抄)』翻印並に解題」(上)、『斯道文庫論集』第三十輯/一九

九六年一月)及び「同」(下)(同第三十一輯/一九九七年一月)参照。

(32) 『新唐書』卷五十九志第四十九藝文三、「莊子疏十二卷」の注参照。

(33) 『南齊書』卷五十四列伝第三十五高逸伝。

(34) 武内義雄『老子の研究』(改造社/一九二七年六月)。また、阮元『四庫未収書目提要』卷一に張君相(伝未詳)「道德真経集解」が著録されるが、道蔵信字号中の「顧欽述」とする「道德真経注疏」が本書であるとし、君相については「事跡不可攷」「不知何時人」としている。

(35) 藤原高男「輯佚老子古注篇」(『高松工業専門高等学校研究紀要』第一号/一九六六年三月)参照。

(36) 王弼、三国魏、山陽の人、字は輔嗣。正始十年、年二十余にして卒す(『三国志』卷二十八鍾会伝)。「老子」注については、『隋書』経籍志に「老子道德経二卷」、「旧唐書』経籍志に「玄言新記道德二卷」、「新唐書』藝文志に「新記玄言道德二卷」「老子指例略二卷」、「宋史』藝文志に「老子注二卷」「道德略帰一卷」とそれぞれ著録されている。

(37) 島邦男『老子校正』(汲古書院/一九七三年三月)参照。

(38) 和刻本にはこの他、享保十七(一七三二)年と安永三(一七七四)年に、岡田賢(阜谷)により首書及び「附録」と、明孫鉉「古今本改正」を附されたものがある。

(39) 六例の校勘記事と諸本の経文との考異は、次の通り。「」内が対象文字で「」内が書き入れである。考異に使用した王弼注本は、陸徳明『經典釈文』、和刻本二種、また島邦男『老子校正』を参照した。

①異俗章第二十〔怕〕「王弼作廓」：『釈文』作「廊」、道蔵本作「怕」、武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作「泊」

②洪徳章第四十五〔盈〕「王弼作満」：『釈文』掲出無し、道蔵本・武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作「盈」

③守道章第五十九〔蒂〕「王弼同桓」：『釈文』・道蔵本・武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作「柢」

④玄用章第六十九〔相加〕「王相加作相若、當也」：『釈文』掲出無し、道蔵本・武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作「相加」、道蔵所収張氏集「道德真経集注」所収王弼注作「若當也」

⑤愛己章第七十二〔狹〕「王弼作狎」：『釈文』・道蔵本・武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作「狎」

⑥任為章第七十三〔縻〕「王弼作坦」：『釈文』作「坦」(「縻」字も掲出)、道蔵本・武英殿本・浙江書局本・宇佐美本作

「縻」

- (40) 音義注については、実際には出典として書き入れに明記されていないが、各辞書類との関係が気になるところである。反切注ははじめ音義注の周密さからその典拠があることと思われ、反切及び直音注については、既述の通り陸徳明「老子音義」を参照したことが想定されるが、それに一致しない注も多い。これらについては、『玉篇』はじめ『広韻』『集韻』等と校合したが、いまだ明確な典拠は見えない。
- (41) 川瀬一馬『五山版の研究』上・下(A・B・A・J/一九七〇年三月)参照。
- (42) 川瀬氏前掲書によれば、南北朝期に二種、室町初期に一種の出版があり、室町初期刊本は、慶長頃のもの等当時の後印本がかなり流伝しているとされている。
- (43) 一つは、葛洪序の首書に「七雄戦国/魏畢万子 趙襄子 韓宣子 齊陣敬仲 楚郢子 燕薊子 秦始皇政/六国表版秦」と注記している箇所、『紹運図』にも同様の記述があり、もう一つは該本葛洪序及び「口義発題」に続く老子の異説等の記述中で三皇五帝が記述されている箇所の「祝融」について「祝融不載紹運図」とする書き入れである。

【資料】墨筆書き入れ掲出書目一覧

凡例

- 一、(一)『老子』諸注の各表は、左欄より順に、書き入れ時の表記、その数、掲出章を示す。
- 二、(二) その他の文献は掲出状況により、①出典として明記されているもの(41例)、②書き入れに文献名が掲出するが正式名称及び引用について不明瞭なもの(34例)、③出典は明記されないが参照していることが判明するもの(30例)の三種に分類される。
- 三、各表は左欄より順に、各種別、その数、書き入れ時の表記・篇名・掲出章を示す。
- 四、各文献の「 」内は書き入れ時の表記、〈 〉内はその引文の収載される篇名等、続いて掲出章である。
- 五、正式名称等詳細不明なものは、「 」内に書き入れの通り表記し独立して掲出した。

(一)『老子』諸注(70例)

王雱注(24例)

「王雱」	3	20、23、35
「王」	21	36、52、57、58、59、60、60、60、61、66、68、74、76、77、78、78、78、79、79、80、80

林希逸『老子庸齋口義』(18例)

「新」	15	3、6、11、24、24、28、32、39、39、40、41、43、50、55、67
「新注」	1	5
不記	2	27、27

賈大隱『老子述義』(15例)

「賈」	2	41、56
「賈君」	1	37
「賈述義」	1	67
「述」	10	3、30、31、35、45、52、55、59、67、69
「述義」	1	23

成玄英疏(4例)

「充」	2	41、72
不記	2	70、81

「顧」(3例)

「顧」	3	26、36、42
-----	---	----------

王弼注(6例)

「王弼」	6	20、45、59、69、72、73
------	---	-------------------

(二) その他の文献 (105例)

經 部

『周易』(8例)

①	4	「易啓蒙」(〈説掛〉の誤り) 葛洪序、「易繫辭」(〈説掛〉の誤り) 39、「易序掛」42、「易正義」〈説掛〉52
②	4	「易」 葛洪序、1、70、81

「易緯」(1例) ②25

「河図」(3例) ②葛洪序(3例)

「洛書」(2例) ②葛洪序(2例)、

「洛書図」(1例) ②葛洪序

『尚書』(1例) ②「書禹貢篇」 葛洪序

『詩經』(5例)

①	3	「詩序」(巻頭題「道経上」に対する注)*、「詩」〈国風幽風・東山〉40、〈桧風〉60 *或いは左伝参照か?
②	2	「詩」41、60

『周礼』(1例) ①「礼」〈天官家宰〉(巻頭題「道経上」に対する注)

『礼記』(3例)

①	2	「礼…注」〈玉藻・鄭玄注〉20、「礼」〈聘礼〉58
③	1	62

「礼」(1例) ②62

『春秋』左氏伝(3例)

①	2	「傳日経…経…」〈隱公十一年〉及び〈哀公二年、孔穎達疏*〉(巻頭題「道経上」に対する注)、「杜預」〈宣公十五年「国君含垢」注〉78 *孔穎達疏に前出『詩經』『詩序』引用同文あり。
②	1	「左伝」 葛洪序

『經典积文』(全て前掲③の例で計19例。さらに以下の三種に分類される。

i 注が一致するもの14例、ii 注の対象文字に該本と異同があるが注が一致するもの4例、iii 「老子音義」に該当文字がなく他の各「音義」から抽出した注と一致するもの1例)

i	14	11、11、14、20、20、28、37、41、55、55、55、56、64、73
ii	4	15、20、39、59
iii	1	56

263 東洋文庫蔵『老子道德経』河上公注鈔本に見える書き入れについて

『爾雅』(9例)

①	5	「尔雅」(以下同)〈釈天〉23、〈釈詁〉39、〈釈天〉41、〈釈獸・郭璞注〉50、〈釈言〉58
②	4	20、59、59、61

『広雅』(1例) ①「廣雅」〈釈古〉葛洪序

『説文解字』(15例)

①	15	「説文」(以下同) 1、4、20、25、27、35、39、45、49、50、55、58、69、74、78
---	----	--

『蒼頡篇』(1例) ①「蒼頡篇」41

『大広益会玉篇』(全て前掲③の例で計7例。さらに以下の二種に分類される。『広韻』『集韻』等他辞書との異同により、『玉篇』参照と推定され、i 音義、反切注及びその用字(「反」「切」)が同一なもの。ii 反切用字に異同があるが、音義及び反切注が同一のもの。)

i	6	(老子の異説記事)、6、11、11、54、55
ii	1	5

「字」(1例) ②62

史部

『国語』(1例) ②「国語」葛洪序

『帝王世紀』(2例) ③79、81

『山海経』(1例) ①1「山海経」〈海内経〉40

『開元伝信記』(1例) ①「開元傳信記」口義発題

『歴代帝王紹運図』(2例) ②「紹運図」(老子の異説記事)、③葛洪序

「六国表」(1例) ②葛洪序

子部

『素書』(2例) ②「素書章句二卷」葛洪序、「素書二卷」葛洪序

『黄帝素問』(1例) ②「素問」45

「宣明」(2例) ②葛洪序(2例) 『宣明論方』か?

『淮南子』(1例) ②「淮南子」40 〈本経訓〉か?

「匀府」(1例) ②55 『韻府群玉』か?

『世説新語』(1例) ①「世説」〈文学第四〉葛洪序

『神仙伝』(2例) ①「葛洪神仙伝」葛洪序、③葛洪序

『列子』(1例) ①「列子」〈天瑞〉25

集部

『楚辞』（1例）①「楚辞王逸」〈九章第四哀郢〉葛洪序

『白氏文集』（1例）②「白氏文集」38

李白「春夜宴桃李園序」（1例）①「桃李園序」35

不明

「考図記」（2例）②葛洪序、（巻頭題「道経」に対する注）